

江戸川基署発第106号
平成26年5月20日

東京都社会保険労務士会 江戸川支部長 殿

江戸川労働基準監督署長



交通労働災害防止の徹底について（緊急要請）

日頃より、労働基準行政の推進にご理解・ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

労働災害の防止については、平成25年度を初年度とした「第12次労働災害防止計画」による取組みを進め、全国、東京労働局における休業4日以上¹の被災労働者数は4年連続増加を回避することができました。しかしながら、当署管内においては、平成24年の464名と比べ、平成25年は499名と約7.5%増加、増加率では東京労働局内で最もおおきくなってしまいました。なかでも交通事故による労働災害は、平成24年の38名に対し平成25年は63名と約65%もの増加を示し、うち3名の方が亡くなられております。

交通事故にあっては、第三者からのいわゆる「もらい事故」も要因の一つではありますが、過重労働などを原因とした交通事故や「加害者」として第三者をも巻き込む事故が発生しております。

労働者の安全確保及び健康確保は労働福祉の原点であり、労働災害は本来あってはならないものであります。

つきましては、このような状況をご理解いただき、増加傾向にある労働災害に歯止めをかけるとともに減少に向け、貴会におかれましても、下記事項にご留意の上、労働災害防止対策の強化を図るよう関係事業者等に対する周知啓発、指導等をお願いします。

記

1. 交通労働災害防止のための管理体制の確立
2. 適正な労働時間等の管理、走行管理
3. 交通危険予知訓練などの教育の実施
4. 交通労働災害防止に対する意識の高揚
5. 定期健康診断の実施などによる健康管理
6. 自動車・自転車などの日常点検

※これらの活動は「交通労働災害防止のためのガイドライン」（平成24年改正）を参考にしてください

交通労働災害が増加しています！

江戸川労働基準監督署

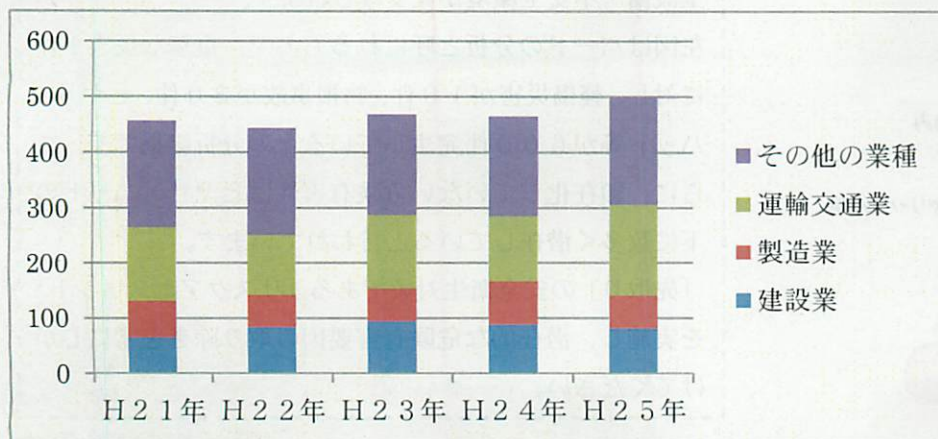
平成25年度を初年度とし、5年にわたる「第12次労働災害防止計画」推進しているところではありますが、江戸川労働基準監督署管内で休業4日以上の死傷災害が、平成24年と比べ増加してしまいました。

単位：人	平成24年
建設業	88 (4)
製造業	79 (0)
運輸交通業	118 (3)
その他の業種	179 (1)
全産業	464 (8)



単位：人	平成25年
建設業	81 (4)
製造業	60 (1)
運輸交通業	166 (1)
その他の業種	192 (1)
全産業	499 (7)

出典：労働者死傷病報告 () 内は死亡災害で内数



単位：人	全産業
平成21年	456 (0)
平成22年	443 (5)
平成23年	467 (5)
平成24年	464 (8)
平成25年	499 (7)

交通事故が65.7%増加(25名増)しており、次いで、積み上げられた荷物などの飛来・落下による労働災害が44%増加(10名増加)、転倒災害が18.1%増加(12名増加)となっています。

江戸川労働基準監督署では交通労働災害撲滅が急務と考え、全業種に向けた取り組みの強化を推進してまいります。

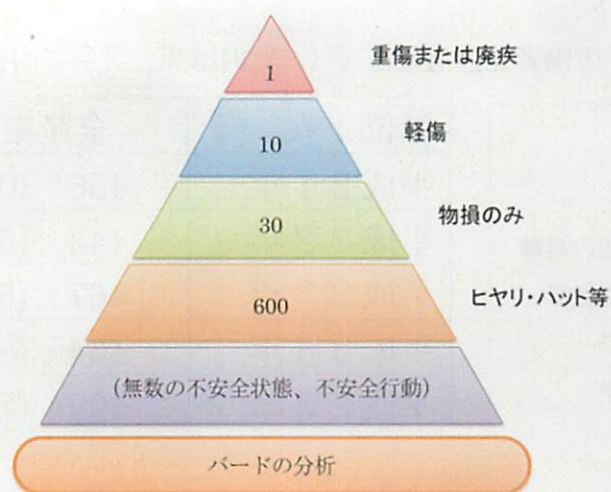


Safe work TOKYO とは

『すべての関係者が、「労働災害は本来あってはならないものである」との認識を共有し、安全や健康のために要するコストへの理解を醸成し、それぞれの立場に応じた責任ある行動をとることが適切に評価される社会』を実現させるため、平成25年度を初年度として開始、平成26年度は「2nd Stage」と位置付け、「安全・安心な首都東京の実現」に向けた、東京労働局5年間の取り組みです。

今一度、事業場の総点検を！！

- 労働者の安全確保・健康管理を行うための管理体制は整備されていますか？
- 定期健康診断の実施、時間外労働時間の短縮などの健康管理を行っていますか？
- 各作業に対する作業計画を定めていますか？また、作業計画はリスクアセスメントを実施したものとなっていますか？
- 事業場の設備・自動車などを法令で定めた安全基準で点検・維持していますか？
- 作業手順の確認などの打合せを十分に行っていますか？
- 労働者に対する安全衛生教育を適切に行っていますか？



○死亡災害に至るまでには、数多くの不安全行動・不安全設備・不安全環境が見受けられます。

左図はバードの分析と呼ばれるもので、重篤な災害1件に対し、軽傷災害が10件、物損事故が30件、ヒヤリ・ハット等が600件発生しているとの分析結果です。さらに、顕在化していない危険有害性はヒヤリ・ハットの下に数多く潜在していると言われています。

「先取り」の安全衛生対策である「リスクアセスメント」を実施し、潜在的な危険有害要因の取り除きを常に心がけてください。

「交通労働災害防止のためのガイドライン」が改正されています。

全国における交通労働災害は、全産業に占める死亡災害のうち、2割以上を占め、労働災害防止の重要な課題となっています。

平成24年4月に発生したツアーバスによる重大事故を受け、厚生労働省では「交通労働災害防止のためのガイドライン」を改正しました。

主なポイントは①交通労働災害防止のための管理体制の確立②適正な労働時間等の管理、走行管理③教育の実施④健康管理⑤交通労働災害防止に対する意識の高揚⑥荷主、元請による配慮、となっています。

ガイドラインにおける詳しいリーフレットにつきましては厚生労働省ホームページで確認いただけます。

厚生労働省ホームページ

URL：

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyousei/anzen/index.html